○南国市母子及び父子家庭医療費の助成に関する条例

昭和51年7月10日 条例第24号

改正 昭和54年12月26日条例第26号 昭和55年3月28日条例第7号 平成2年6月27日条例第16号 平成6年9月26日条例第21号 平成7年3月27日条例第7号 平成7年6月27日条例第31号 平成9年12月18日条例第36号 平成11年6月25日条例第23号 平成14年3月28日条例第7号 平成17年6月30日条例第18号 平成18年9月22日条例第31号 平成18年9月22日条例第31号

(目的)

- 第1条 この条例は、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)に対して医療費を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 保護者 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のいない女子及びこれと同じ境遇にある男子をいう。
 - (3) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付,保険外併用療養費,療養費,家族療養費,訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

(助成対象者)

- 第3条 母子家庭等の医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で南国市の区域内に住所 を有するもの(以下「助成対象者」という。)について助成する。
 - (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする保護者たる配偶者のない女子又は男子

- (2) 現に配偶者のない女子又は男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童
- (3) 父母のない児童
- (4) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする兄、姉、祖父、祖母等であって市長の認めるもの

(助成額等)

- 第4条 母子家庭等の医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額 (法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保 険各法により現金給付される高額療養費若しくは附加給付があるときはその額を控除し た額)に相当する額とする。
- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59 号)の例により算定した額及び健康保険法等の規定により知事が定める看護料の額とする。 ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

- 第5条 母子家庭等の医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき、規則で 定める者については、助成しない。
- 2 母子家庭等の医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。

(認定)

第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、市長の 認定を受けなければならない。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正行為により母子家庭等の医療費の助成を受けた者に対し、 既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第8条 母子家庭等の医療費を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規 則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則(昭和54年条例第26号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成6年条例第21号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第31号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第36号)抄

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第23号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第7号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第18号)

この条例中第2条第2号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成17年10月

1日から施行する。

附 則(平成18年条例第31号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。